

第59号議案

芦屋市事務分掌条例の一部を改正する条例の制定について

芦屋市事務分掌条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和4年11月29日提出

芦屋市長 伊藤 舞

提案理由

効率的な組織体制を構築することにより、持続可能な行政サービスを提供する政策を遂行し、もって市民生活の向上を図るため、この条例を制定しようとするもの。

芦屋市条例第 号

芦屋市事務分掌条例の一部を改正する条例

芦屋市事務分掌条例（昭和43年芦屋市条例第37号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下改正前の欄にあつては「改正前部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(部の設置)</p> <p>第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第158条第1項の規定により、次の部を設け、事務を分掌させる。</p> <p>企画部 (略)</p> <p>総務部</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 公有財産に関する事項 <u>(土地、建物及び工作物を除く。)</u></p> <p>(5)～(7) (略)</p> <p>市民生活部 (略)</p> <p><u>こども福祉部</u></p>	<p>(部の設置)</p> <p>第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第158条第1項の規定により、次の部を設け、事務を分掌させる。</p> <p>企画部 (略)</p> <p>総務部</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 公有財産に関する事項</p> <p>(5)～(7) (略)</p> <p>市民生活部 (略)</p> <p><u>福祉部</u></p>

改正後	改正前
<p>(1) 社会福祉に関する事項</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) (略)</p> <p><u>都市政策部</u></p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p><u>(8) 公有財産に関する事項（土地，建物及び工作物に限る。）</u></p> <p>上下水道部 (略)</p>	<p>(1) 社会福祉 <u>（児童福祉並びに母子及び父子福祉を除く。）</u> に関する事項</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p><u>こども・健康部</u></p> <p>(1) <u>児童福祉並びに母子及び父子福祉に関する事項</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p><u>都市建設部</u></p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>上下水道部 (略)</p>

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

参 照

芦屋市事務分掌条例の一部改正要綱

1 改正の趣旨

効率的な組織体制を構築することにより、持続可能な行政サービスを提供する政策を遂行し、もって市民生活の向上を図るため、この条例を制定しようとするもの。

2 改正の内容

部名及びその所掌する事務を次のとおり改める。

改正案	現 行
<p>企画部</p> <p>(1) 総合企画及び総合調整に関する事項</p> <p>(2) 情報推進に関する事項</p> <p>(3) 秘書、渉外及び儀式に関する事項</p> <p>(4) 広聴及び広報に関する事項</p> <p>(5) 市民参画及び協働に関する事項</p> <p>(6) 国際交流に関する事項</p> <p>(7) 文化に関する事項</p>	<p>企画部</p> <p>(1) 総合企画及び総合調整に関する事項</p> <p>(2) 情報推進に関する事項</p> <p>(3) 秘書、渉外及び儀式に関する事項</p> <p>(4) 広聴及び広報に関する事項</p> <p>(5) 市民参画及び協働に関する事項</p> <p>(6) 国際交流に関する事項</p> <p>(7) 文化に関する事項</p>
<p>総務部</p> <p>(1) 議会及び市の行政一般に関する事項</p> <p>(2) 文書、統計及び法制に関する事項</p> <p>(3) 行政組織及び人事に関する事項</p> <p>(4) 公有財産に関する事項<u>(土地、建物及び工作物を除く。)</u></p> <p>(5) 契約及び検査に関する事項</p> <p>(6) 財政に関する事項</p> <p>(7) 税に関する事項</p>	<p>総務部</p> <p>(1) 議会及び市の行政一般に関する事項</p> <p>(2) 文書、統計及び法制に関する事項</p> <p>(3) 行政組織及び人事に関する事項</p> <p>(4) 公有財産に関する事項</p> <p>(5) 契約及び検査に関する事項</p> <p>(6) 財政に関する事項</p> <p>(7) 税に関する事項</p>

改正案	現 行
<p>市民生活部</p> <p>(1) 人権推進に関する事項</p> <p>(2) 男女共同参画に関する事項</p> <p>(3) 戸籍及び住民記録その他市民窓口に関する事項</p> <p>(4) 産業経済及び消費者行政に関する事項</p> <p>(5) 社会保険に関する事項</p> <p>(6) 環境保全及び環境衛生に関する事項</p>	<p>市民生活部</p> <p>(1) 人権推進に関する事項</p> <p>(2) 男女共同参画に関する事項</p> <p>(3) 戸籍及び住民記録その他市民窓口に関する事項</p> <p>(4) 産業経済及び消費者行政に関する事項</p> <p>(5) 社会保険に関する事項</p> <p>(6) 環境保全及び環境衛生に関する事項</p>
<p><u>こども福祉部</u></p> <p>(1) <u>社会福祉に関する事項</u></p> <p>(2) 介護保険に関する事項</p> <p>(3) 福祉医療に関する事項</p> <p>(4) 子ども・子育て支援に関する事項</p> <p>(5) 保健衛生に関する事項</p>	<p><u>福祉部</u></p> <p>(1) <u>社会福祉（児童福祉並びに母子及び父子福祉を除く。）に関する事項</u></p> <p>(2) 介護保険に関する事項</p> <p>(3) 福祉医療に関する事項</p> <p><u>こども・健康部</u></p> <p>(1) <u>児童福祉並びに母子及び父子福祉に関する事項</u></p> <p>(2) 子ども・子育て支援に関する事項</p> <p>(3) 保健衛生に関する事項</p>
<p><u>都市政策部</u></p> <p>(1) 道路、公園その他土木に関する事項</p> <p>(2) 建築及び住宅に関する事項</p> <p>(3) 都市計画に関する事項</p> <p>(4) 都市整備に関する事項</p> <p>(5) 海浜及び山地の開発に関する事項</p> <p>(6) 市街地開発に関する事項</p> <p>(7) 防災及び安全に関する事項</p> <p>(8) <u>公有財産に関する事項（土地、建物及び工作物に限る。）</u></p>	<p><u>都市建設部</u></p> <p>(1) 道路、公園その他土木に関する事項</p> <p>(2) 建築及び住宅に関する事項</p> <p>(3) 都市計画に関する事項</p> <p>(4) 都市整備に関する事項</p> <p>(5) 海浜及び山地の開発に関する事項</p> <p>(6) 市街地開発に関する事項</p> <p>(7) 防災及び安全に関する事項</p>
<p>上下水道部</p> <p>下水道及び水路に関する事項</p>	<p>上下水道部</p> <p>下水道及び水路に関する事項</p>

3 施行期日

令和5年4月1日